128 [□]

定時株主総会招集ご通知

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

株主総会は株主の皆様と交流を図るための良い機会でありますが、新型コロナウイルスの感染防止のため、本株主総会につきましては、開催日のご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席を判断いただきますとともにマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

また、本株主総会会場において、消毒液の設置 や検温などの感染予防のための措置を講じますの で、ご協力のほど、お願い申しあげます。

【本総会出席への事前登録に関するお知らせ】

参加される株主の皆様への感染防止対策として、 十分なスペースを確保した会場設営をさせてい ただきます。

つきましては、事前にご出席数を把握するうえで、事前登録制とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

ご出席予定の方は、6月21日(火)15時までに当社ホームページのニュースリリース欄からご登録いただくか、又は、お電話にてお申し込みください。

事前登録専用電話番号 090-7638-9512 (月~金の9:00~17:00)

また、本年の定時株主総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産のご用意は、いたしておりませんので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

開催日時

2022年6月22日(水)

午前10時

開催場所

兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号 当社本店

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

❷ 神東塗料株式会社

証券コード 4615

証券コード 4615 2022年6月7日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号

神東塗料株式会社

代表取締役 社長執行役員 高 沢 聡

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合も、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月21日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月22日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号 当社本店
- 会議の目的事項報告事項
- 1. 第128期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件
- 2. 第128期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◆ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる開示について】

- 1. 本通知の添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の 適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算 書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記 の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 2. 本通知の「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」に修正事項が生じた場合も、下記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 3. 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会資料

https://www.shintopaint.co.jp/

〈株主様へのお願い〉

・本株主総会出席の当社役員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で出席させていただ きます。

■ 議決権行使についてのご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。34ページ以降の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

事前の議決権行使のお願い



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)午後5時15分到着



「インターネット」による議決権の行使

議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net) にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限

2022年6月21日 (火曜日) 午後5時15分まで

詳細は4ページをご参照ください

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2022年6月22日(水曜日)午前10時

※書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議 決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコン・スマートフォン・携帯電話によって複数回、議決権 を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。



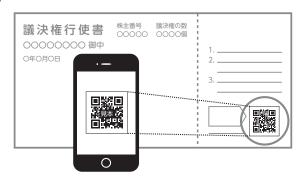
行使期限

2022年6月21日(火曜日) 午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

https://www.web54.net

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

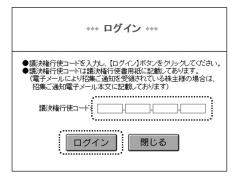
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。 再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

○○。**0120-652-031** [受付時間(午前9時~午後9時)]

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

はじめに、当社における品質に関する不適切行為により、株主の皆様、お取引先様、水道事業者様をはじめ関係者の皆様方にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことに対しまして、深くお詫び申し上げます。なお、当社は後述のとおり、不適切行為に関する調査結果とこれらに対する再発防止策を取り纏めて公表しており、お取引先様への対応と再発防止策を順次実行しております。

さて、当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が緩慢で経済活動は一進一退を続けております。さらに原油等の原材料価格の高騰による世界的な物価の上昇が続いていることもあり、依然として経済情勢は先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、このような環境の中で新型コロナウイルス感染防止に引き続き留意しながら販売活動を展開するとともに、コスト競争力の一層の向上を目指して取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は191億3千6百万円(前期は201億9千3百万円)となりました。損益面では、原材料価格の高騰に対し、製品価格是正にも取り組み一定の成果をあげましたものの、原材料価格上昇の一部を転嫁するにとどまり、営業損益は3億4千3百万円の損失(前期は5千1百万円の利益)、経常損益は2億4千3百万円の損失(前期は1億6千7百万円の利益)となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、現在の事業環境及び今後の見通し等をふまえて、当社が保有する固定資産について検討の結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理を行いましたこと、及び、不適切行為に関連する費用を計上しましたこと、並びに、将来の課税所得及び繰延税金資産の回収可能性を検討の結果、繰延税金資産を取り崩したことなどにより、18億2千5百万円の損失(前期は6億7千9百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

期末配当につきましては、不適切行為に関する影響を含め、今後の財政状態、業績の動向等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではございますが、1株当たり2円50銭とさせていただくこととしました。

連結業績ハイライト

	今 期	前期
売 上 高	191億36百万円	201億93百万円
営業利益・損失(△)	△3億43百万円	51 百万円
経常利益・損失(△)	△ 2 億43百万円	1 億67百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益 ・純損失(△)	△18億25百万円	6 億 79 百万円

分野ごとの状況は次のとおりです。

インダストリアル分野 売上高は前期より5% €

- ・紛体塗料分野は、車両関連向け出荷が、自動車本体の部品の調達不足による生産減の影響 はあったものの、前年の新型コロナウイルス感染症の影響の落ち込みから復調したことに 加え、鋼製家具向けが堅調に推移いたしました。
- ・工業用塗料分野は、窯業建材、産業機器向けが好調に推移いたしました。

インフラ分野 売上高は前期より3% ←

- ・防食塗料分野は、新設橋梁・プラント向けの出荷が減少いたしました。
- ・道路施設用塗料分野は、東京オリンピック・パラリンピック開催後の工事件数の減少から、すべり止め材やカラー舗装材の売上が伸び悩んだことから減少いたしました。
- ・子会社における工事売上は好調で前期を上回りました。

自動車塗料分野 売上高は前期より14% €

・半導体不足等の影響はありましたが、主力顧客の生産が前年の新型コロナウイルス感染症の 影響による減少から回復したため、増加いたしました。

その他塗料分野 売上高は前期より2% ←

・主に軌道材料製品分野において、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少いたしま したが、整備新幹線向け出荷が好調に推移いたしました。

このように、塗料事業の売上高は、前期との比較では増加いたしましたが、未だ新型コロナウイルス蔓延前の水準には回復しておりません。

また、化成品事業につきましては、「収益認識に関する会計基準」を期首より適用し、売上高と売上原価を相殺することとなりましたため、売上高は前期に比べ減少となりました。

当社は、株式会社東京証券取引所の新市場区分に関し、スタンダード市場を選択することとし、2022年4月4日に移行いたしました。当社はスタンダード市場の上場維持基準に適合する一方、プライム市場の上場維持基準の一部を満たしていないことを確認し、選択にあたり議論を重ねました。その結果、いずれの市場を選択しても、当社が持続的成長を通じた企業価値の上に努めていくことにいささかも変わりありませんが、プライム市場を選択した場合限られた経営資源を上場関係手続きに取られ、企業価値向上が滞る恐れがあります。また、当社が企業価値向上のため必要と判断すれば、東京証券取引所の示した基準を上回って体制を整備していく項目もあり得ると考えており、とりわけ「環境のシントー」として気候変動への対応やサステナビリティへの取り組みは一層重要度を増していくと受け止めており、特に注力してまいりたいなどの点をふまえたうえで、スタンダード市場を選択したものであり、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に生産設備の維持、更新、合理化及び環境・安全対策等、総額7億5千2百万円の設備投資を行いました。当連結会計年度に完成しました主要設備としては、千葉工場粉体塗料生産設備等であります。

(3) 資金調達の状況

主に生産設備の維持更新及び借入金の約定返済に伴う借換に必要な資金として、長期借入金17億円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束は不透明な状況が続いておりますものの、ワクチン接種の広がりなどにより、経済活動は緩やかに正常化していくものと予想されますが、一方で原材料価格の動向など、当社を取り巻く事業環境は一層困難を伴うものになると思われます。

このような状況に対し、当社グループが取り組むべき課題は、利益率の改善に向けて、既存塗料製品の高機能化によるシェア獲得・高利益率化の成果発現、新規コーティング材の開発及び海外市場進出による事業拡大の加速、ITツール導入による業務の可視化等を通じた生産性向上を製造、販売、研究開発、管理の全ての分野において推進することの3つを事業展開の軸として取り組むのはもちろんのこと、まずは、不適切行為を受けて、当社の品質保証体制や、不適切行為を長年放置してきた当社のコンプライアンス・ガバナンス体制について見直し、失った信頼の回復が急務であると認識しております。

1) これまでの経緯

当社は、2022年1月12日付「当社製の一部製品に係る不適切行為について」にて公表のとおり、当社で製造する水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料につきまして、公益社団法人日本水道協会の認証規格(JWWA K139)及びお客様との協定に関する不適切行為が確認されましたため、同年同月14日に社外弁護士を委員長とする特別調査委員会を設置し、当該不適切行為の事実関係の解明・原因分析を進めるとともに、その他の不適切行為についてもアンケート調査を実施しました。また、当社は独自に不適切行為と無関係である幹部社員を中心とする社内調査チームを編成し、外部弁護士の支援も得つつ、特別調査委員会の行ったアンケート調査により発見されたその他の不適切行為について、特別調査委員会のアンケート調査結果、及び当該委員会発足前に行っていた社内調査結果を精査するとともに、全製品を対象に納入仕様書、検査記録、検査成績書の確認を含め不適切事案の洗い出しを実施いたしました。

その後、特別調査委員会から調査結果の報告を受けるとともに、当社が独自に行ったその他 不適切行為の調査に関しても結果が出ましたので、これらに対する当社としての再発防止策を 付したうえで、調査報告書として取りまとめ、同年4月28日に公表いたしました。その概要 は以下のとおりです。

※当社の公表内容の詳細は、当社ホームページ(https://www.shintopaint.co.jp)をご覧ください。

2) 不適切行為の概要

一連の調査により判明した不適切行為は2つに大別されます。

① JWWA K139塗料製品

- ・JWWA K139とは異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した製品。
- ・2008年のJWWA K139規格改訂(使用可能な原料を指定)の際、使用されていた原料の報告を怠ったことにより指定外原料を使用する状態となった製品、及び同改訂後に指定外原料を使用して認証登録した製品。

なお、これらの製品は2022年4月4日付「当社製の一部製品に係る不適切行為に関するお知らせ(第5報)」で既報のとおり、いずれも省令で定める衛生性が確認されております。

- ② その他不適切行為が認められた製品
 - その他の不適切行為が認められた製品は、3つに大別されます。
 - ・顧客に提出する検査成績書に定められた検査項目の一部につき、品質上問題がないと判断し、所定の検査頻度を落として検査を実施した行為。
 - ・顧客に提出する検査成績書に定められた検査項目の一部につき、品質上問題がないと判断し、所定の検査を省略し、検査成績書に推定値を記載した行為。
 - ・顧客に提出する検査成績書に定められた検査項目の一部につき、検査結果が規格の範囲

外であったにもかかわらず、品質上問題がないと判断し、検査成績書には検査結果とは異なり規格内である旨の記載をしたり、検査結果が規格の範囲内であり品質上問題がないと判断し、検査成績書には検査結果とは異なる規格内の数値を記載した行為。

その他不適切行為が認められた製品はいずれも塗料性能への影響はないと考えておりますが、顧客に対しては、謝罪とともに、事案の内容及び当該製品の品質が担保されていることについて、順次個別にご説明し、ご指導に従い適切に対応しております。

3) 不適切行為の原因分析

不適切行為が発生した主たる原因は、以下のとおりと考えております。

- ① 不適切行為が発生した原因
 - ・顧客に使ってもらえたら良いという安易な判断に傾斜していたこと。
 - ・規格及び顧客仕様への適合性について組織的な対応がとられていなかったこと。
- ② 不適切行為が長期間発覚しなかった原因
 - ・技術部門を始め、各部門における業務態勢が内向的かつ閉鎖的であったこと。
 - ・品質コンプライアンスに関する啓発不足及びモニタリング機能に不備があったこと。
 - ・内部通報制度が有効に機能していなかったこと。
- ③ これらの背景にある根本的な原因 より根本的な原因として、当社の経営陣において、長期間にわたる経営不振の中で経営 をいかにして立て直すかという意識が偏った形で働いた結果、相対的にコンプライアンス 及び品質を重視する姿勢がおろそかになったことは否めないと考えております。

4) 再発防止策

特別調査委員会の提言もふまえつつ、当社は一連の再発防止策を策定いたしました。なお、一部の再発防止策については、既に実行に移しております。

- ① 経営陣を含む全社的な品質コンプライアンスに対する考え方の抜本的な変革
- ② 品質コンプライアンス体制の構築等を図ること
 - ・品質保証・品質管理部門のレポートラインの変更
 - ・品質保証・品質管理部門の人員の増員及び教育研修
 - ・千葉事業所への品質保証担当部門の設置
 - ・社内規程の見直し
- ③ コンプライアンス研修の充実・強化
- ④ 部門・部署を跨いだ人事ローテーションの推進と属人的な業務の見直し
- ⑤ 内部通報制度の周知、利用促進及び独立性の確保
- ⑥ お取引先様との密接なコミュニケーションの推進

5) コンプライアンス・ガバナンス再構築プロジェクト

- ・当社として、社長直轄で全社各部門から成るプロジェクトチームを立ち上げ、上記の再 発防止策を確実に実行し、当社のコンプライアンス・ガバナンスの抜本的再構築を図り ます。
- ・再発防止策の実行を適時適切にモニタリングするため、社長を委員長とし、社外コンサルタント・社外役員などから構成する、『明日の神東』推進委員会を設置いたします。

特別調査委員会の調査で明らかとなった当社の行った一連の行為につきましては、弁解の余地もなく、許されるものではありません。これを機会に、不正に走らない、きちんと仕事ができる会社に生まれ変わっていくために必要なことを、必死になって取り組んでまいります。

上記のとおり、当社は再発防止に向けた種々の対策を準備し、一部については既に実行に移しておりますが、何よりも大切なのはこれらのシステムや規定のもとで働く人の心の持ちようであり、これを変えない限り逸脱の芽を摘むことができないことは重々自覚しております。

お客様、関係先の皆様の声を大切にし、従業員ひとりひとりと語り合う覚悟で、企業風土改革に取り組み、一日も早く取引先様、関係者の皆様方から失った信頼を回復していけるよう、全身全霊を傾けてまいります。

改めて、株主の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます とともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

売上高 (百万円)

第125期

第126期

第127期

第128期

区分	第125期 2019年3月期	第126期 2020年3月期	第127期 2021年3月期	第128期 2022年3月期
売 上 高(百万円)	22,117	22,538	20,193	19,136
経常利益・損失(△) (百万円)	681	759	167	△243
親会社株主に帰属する (百万円) 当期純利益・純損失(△)	△324	528	679	△1,825
1株当たり当期純利益・純損失(△) (円)	△10.47	17.06	21.93	△58.95
総資産額(百万円)	36,370	35,386	33,719	32,637
純 資 産 額(百万円)	17,109	17,514	18,091	16,166
1 株当たり純資産額 (円)	527.65	539.82	557.24	494.02

22,117 22,538 20,193 19,136 第128期 第125期 第126期 第127期 親会社株主に帰属する当期純利益・純損失(△) (百万円) 679 528 △1,825 △324 第125期 第126期 第127期 第128期 総資産・純資産 (百万円) 総資産 純資産 36,370 35.386 33,719 32,637 18,091 17,109 17,514 16.166

759 681 167 △243 第125期 第126期 第127期 第128期 1株当たり当期純利益・純損失(△) (円) 21.93 17.06 △58.95 △10.47 第125期 第126期 第127期 第128期 1株当たり純資産額(円) 557.24 539.82 527.65 494.02

経常利益・損失(△) (百万円)

第125期

第126期

第127期

第128期

(7) 主要な事業内容

=	事	;	業	5.		野	ř	主 要 製 品
	ulast		111	イン	ダスト	ヽリフ	マル	建材用塗料、電気機械用塗料、建設機械用塗料、 金属製品用塗料等
塗	料	事	業	1	ン	フ	ラ	建築用塗料、防食用塗料、道路用塗料等
				自	動		車	自動車(新車)用塗料
化	成	品事	業		_	-		防疫薬剤、工業用殺菌剤等

(8) 主要な拠点

①当 社

本 社		兵庫県尼崎市
事業所	尼崎	兵庫県尼崎市
	千 葉	千葉県八千代市
	名古屋	名古屋市南区
工場	尼崎	兵庫県尼崎市
	千 葉	千葉県八千代市
研究・技術	尼崎	兵庫県尼崎市
	千 葉	千葉県八千代市

②連結子会社

株式会社 北海道シントー	北海道恵庭市
シントーファミリー株式会社	東京都新宿区
ジャパンカーボライン株式会社	東京都江東区
株式会社早神	大阪市北区
シントーサービス株式会社	兵庫県尼崎市
株式会社 九州シントー	福岡市博多区
PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesia	インドネシア

(9) 使用人の状況

事業	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
塗 料 事 業	458名	15名増
化 成 品 事 業	10名	増減なし
合 計	468名	15名増

⁽注) 嘱託、エキスパートスタッフ、契約、派遣社員は、含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入額(残高)
株式会社三井住友銀行	百万円 200
三井住友信託銀行株式会社	200

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 連結子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
シントーファミリー株式会社	50百万円	100.00%	家庭用塗料などの販売
株式会社 九州シントー	50百万円	100.00	塗料などの販売
株式会社 早 神	50百万円	100.00	塗料などの販売
シントーサービス株式会社	10百万円	100.00	家庭用塗料などの販売
PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesia	20,570 ^{千米ドル}	99.95	塗料の製造
株式会社 北海道シントー	30百万円	90.00	塗料などの販売
ジャパンカーボライン株式会社	100百万円	50.00	重防食塗料などの販売

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式総数

(3) 当期末株主数

(4) 大株主 (上位10位まで)

112,000,000株 31,000,000株 5,603名

株主名	持株数	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	13,989 千株	45.16 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,507	4.87
神 東 塗 料 取 引 先 持 株 会	1,462	4.72
和 賀 賢 太郎	490	1.58
阪 本 重 治	486	1.57
神東塗料社員持株会	435	1.41
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	421	1.36
三井住友海上火災保険株式会社	415	1.34
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	210	0.68
松井証券株式会社	208	0.67

⁽注) 持株比率は、自己株式(22,862株)を控除して計算しております。

3 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地	位		月	1	3	名	担当及び重要な兼職(2022年3月31日現在)
代表取締役	代表取締役社長執行役員		高	沢		聡	
代表取締役	殳専務執行 征	2員	光	原	俊	夫	生産部門統括、品質保証部、環境安全部担当
取締役	執行役	員	上	鶴	茂	喜	総務人事室、購買部、內部監査部担当
取締役	執行役	世 員	長	尾	俊	彦	企画・経理室、営業統括室、事業開発室、 研究開発部担当
取	締	役	樫	尾	昭	彦	社会保険労務士
取	締	役	矢	倉		子	弁護士 アスカ法律事務所 パートナー弁護士 田岡化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)
常勤	監査	役	高	\blacksquare	文	生	
監	査	役	Ш	本	清	美	
監	査	役	\Box	澙	_	郎	公認会計士
監	查	役	岩	橋	浩	貴	住友化学株式会社 経営企画室担当部長

- (注) 1. 取締役樫尾昭彦、矢倉昌子の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役日潟一郎、岩橋浩貴の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役日潟一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役樫尾昭彦、取締役矢倉昌子、監査役日潟一郎の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 5. 取締役及び監査役の異動
 - (1) 監査役 山本清美、岩橋浩貴の両氏は、2021年6月22日開催の第127回定時株主総会において、新たに 選任され就任いたしました。
 - (2) 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。(2021年6月22日任期満了により退任) 常務取締役 黒田将伸、常務取締役 藤基法秀
 - (3) 当期中に辞任した監査役は、次のとおりであります。(2021年6月22日辞任) 監査役 安川一郎、監査役 酒多敬一

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役と、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の責任額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役および当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給	幸	·····································	dž	
	人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	<u></u>
取締役 (うち、社外取締役)	8名 (2名)	106百万円 (7百万円)	9百万円 (0百万円)	<u> </u>	115百万円 (7百万円)
監査役 (うち、社外監査役)	6名 (3名)	25百万円 (3百万円)	1百万円 (0百万円)	_	27百万円 (4百万円)
合 計	14名	131百万円	11百万円		143百万円

(注) 1. 上記には、2021年6月22日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名を含んでおります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

① 取締役の報酬については、「基本報酬」及び業績連動報酬等としての「賞与」の2つから構成されるものとします。ただし、社外取締役については、監督機能を担う職務であることから「基本報酬」のみとします。報酬水準については、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の業績実態等を勘案して適切な報酬水準とします。

また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。

- ② 「基本報酬」については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう、各取締役の従事業務や中長期的な会社業績を反映し決定します。
- ③ 「賞与」については、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を反映するものとします。業績指標は、連結経常利益とし、その水準に応じて支給金額を決定し、各取締役の職務内容を勘案して、毎年、一定の時期に支給します。

なお、当事業年度の連結経常損失は、243百万円であります。

④ 基本報酬と業績連動報酬等(賞与)の割合については、毎期の連結業績をふまえて判断していきます。

(6) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役、監査役の報酬等については、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において、取締役の年間総報酬額を2億4,000万円以内、監査役の年間総報酬額を3,600万円以内とすることについて決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役は4名であります。

(7) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の基本報酬及び賞与並びにその他処遇案に関する取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。本委員会は、過半数を社外役員で構成し、社外役員からの助言を受けることで、客観性、透明性と公正性をより一層確保することを目的としております。

各取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員 高沢聡が、具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬と業績連動報酬等(賞与)の額とします。

取締役の個人別報酬額については、指名・報酬委員会に諮問し答申を受けることとし、代表取締役社長執行役員 高沢聡は当該答申内容を踏まえて決定します。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、報酬等の内容の決定 方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや任 意の指名・報酬委員会の答申内容が尊重されていることを確認しており、相当であると判断し ております。

5 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行者の就任状況及び当事業年度における主な活動状況等

社外取締役 樫尾昭彦氏

同氏は、当社の社外取締役であります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回全てに出席し、適宜発言を行っております。

社会保険労務士として労務管理等の豊富な業務経験を通じての専門的な見識から、当社の企業価値向上のため独立した立場から当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、積極的な提言等、職務を適切に遂行いただいております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外取締役 矢倉昌子氏

同氏は、当社の社外取締役であります。

また、同氏はアスカ法律事務所のパートナー弁護士、田岡化学工業株式会社の社外取締役(監査等委員会)を兼務しておりますが、当社とは重要な取引その他の関係はありません。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会12回全てに出席し、適宜発言を行っております。

弁護士として培われた高度な知識、経験からの視点に基づき、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンスを強化していただくことを期待しており、積極的な提言等、社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外監査役 日潟一郎氏

同氏は、当社の社外監査役であります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回のうち11回に、監査役会は15回全てに出席し、適宜発言を行っております。

公認会計士として培った経験、見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外監査役 酒多敬一氏

同氏は、住友化学株式会社の常務執行役員であります。

なお、住友化学株式会社は、当社株式の45.16%を所有する筆頭株主であります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、監査役在任中、開催した取締役会 2回全て、監査役会 4回全てに出席し、長年にわたり住友化学株式会社等の要職を務めた 経歴を通じて培った経験、見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

社外監查役 岩橋浩貴氏

同氏は、住友化学株式会社の経営企画室担当部長であります。

なお、住友化学株式会社は、当社株式の45.16%を所有する筆頭株主であります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、監査役就任後、開催した取締役会 10回のうち9回、監査役会11回全てに出席し、長年にわたり住友化学株式会社等の要職 を務めた経歴を通じて培った経験、見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当 性及び適正性を 確保するため、必要な発言を適宜行っております。

なお、当社は、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料(管用)につきまして、日本水道協会の認証規格(JWWA K139)及びお取引先様との協定に関し、異なる条件で得られた試験結果により認証を取得し、同規格認証品としてお取引先様に販売・出荷していた疑いが確認されたこと、また、記載されていない原料が使用されている疑いが確認されたことを公表いたしました。

上記5氏は、本件事実について社内報告を受けるまで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から当社取締役会において、コンプライアンス等の観点に立った提言を行っておりました。本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因究明とコンプライアンス体制強化の徹底を強く求めるなど、その職責を果たしております。なお、矢倉昌子氏、日潟一郎氏は2022年1月14日付で設置された特別調査委員会の委員としてその職務を適切に果たしました。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の 合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
 - 3. 当社の子会社であるPT. Shinto Paint Manufacturing Indonesiaは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等に関する取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社では、経営上重要な施策の一つである、株主の皆様への剰余金の配当につきましては、業績、配当性向並びに今後の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案することを基本としております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開への備え及び財務体質の強化等、有効に活用する所存であります。

株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
(資産の部)	(32,637,893)	(負債の部)	(16,471,402)
流動資産	12,572,044	流動負債	8,948,311
現金・預金	2,718,698	支 払 手 形	285,495
受 取 手 形	1,155,623	電子記録債務	940,729
電子記録債権	1,376,972	買 掛 金	3,994,771
売 掛 金	4,104,451	短期借入金	2,377,120
商品・製品	2,105,305	未払金	648,198
原材料・貯蔵品	841,701	未払法人税等	69,570
前払費用	35,840	未 払 費 用	73,207
未 収 入 金	147,253	預り金	73,498
その他流動資産	101,063	賞 与 引 当 金	231,261
貸倒引当金	△ 14,866	役員賞与引当金	11,770
固定資産	20,065,848	品質不適切行為関連費用引当金 その他流動負債	231,691 10,997
有形固定資産	17,672,641	その他流動負債 固定負債	7,523,091
建物	1,719,399		1,191,197
構築物	186,554	長期預り金	535,865
機械装置	1,046,035	退職給付に係る負債	1,813,150
車輌運搬具	48,341	操延税金負債	59,217
工具器具備品	360,261	再評価に係る繰延税金負債	3,828,471
土地	14,288,163	その他固定負債	95,188
建設仮勘定	23,885		
無形固定資産	239,684	(純資産の部)	(16,166,490)
借地権	42,720	株、主資本、	6,436,766
電話加入権	18,210	資 本 金	2,255,000
ソフトウェア	158,544	資本剰余金	585,223
ソフトウェア仮勘定	20,208	利 益 剰 余 金 自 己 株 式	3,600,708
投資その他の資産	2,153,522	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	△ 4,165
投資有価証券	1,955,768	てい他の名が利益系計解 その他有価証券評価差額金	8,866,479 147,551
長期差入保証金	94,229	土地再評価差額金	8,691,056
操延税金資産	28,883	為替換算調整勘定	△ 7,174
その他投資	77,408	退職給付に係る調整累計額	35,046
貸倒引当金	△ 2,766	非支配株主持分	863,244
資 産 合 計	32,637,893	負債及び純資産合計	32,637,893

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

科目	金	額
	千円	千円
		19,136,087
売 上 原 価		15,778,879
売 上 総 利 益		3,357,208
販売費及び一般管理費		3,700,656
営 業 損 失		△ 343,447
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当	金 19,638	
持分法による投資利	益 102,440	
雑 収	益 33,688	155,768
営 業 外 費 用		
支 払 利	息 7,432	
雑損	失 48,466	55,899
経 常 損 失		△ 243,578
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却	益 1,950	
固定資産売却	益 200	2,150
特 別 損 失		
固定資産除却	損 2,560	
減損損	失 384,793	
品質不適切行為関連費	用 370,677	758,031
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損	失	△ 999,460
法人税、住民税及び事業	税 110,343	
法 人 税 等 調 整	額 654,019	764,363
当 期 純 損	失	△ 1,763,823
非支配株主に帰属する当期純利	益	62,176
親会社株主に帰属する当期純損	失	△ 1,825,999

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

項目		株	主 資	本	
以 日 日	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	千円 2,255,000	千円 585,223	千円 5,831,755	千円 △ 4,165	千円 8,667,813
(連結会計年度中の変動額)					
剰余金の配当			△ 154,885		△ 154,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,825,999		△1,825,999
自己株式の取得				Δ 0	Δ 0
土地再評価差額金の取崩			△ 250,161		△ 250,161
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△2,231,046	△ 0	△2,231,047
2022年3月31日残高	2,255,000	585,223	3,600,708	△ 4,165	6,436,766

		その他	の包括利益	累計額			
項目	その他有 価証券評 価差額金	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非 支 配 株主持分	純資産合計
2021年4月1日残高	千円 198,105	千円 8,440,895	千円 △ 86,341	千円 41,292	千円 8,593,952	千円 829,301	千円 18,091,067
(連結会計年度中の変動額)							
剰余金の配当							△ 154,885
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失							△1,825,999
自己株式の取得							Δ 0
土地再評価差額金の取崩							△ 250,161
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 50,554	250,161	79,166	△ 6,245	272,527	33,942	306,470
連結会計年度中の変動額合計	△ 50,554	250,161	79,166	△ 6,245	272,527	33,942	△1,924,576
2022年3月31日残高	147,551	8,691,056	△ 7,174	35,046	8,866,479	863,244	16,166,490

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

科		金	額
		千円	千円
売上	高		13,708,271
売 上 原	価		11,787,589
売 上 総	利 益		1,920,682
販売費及び一般	管理費		2,583,448
営 業 損	失		△ 662,766
営 業 外	収 益		
受 取 利 息	見及び配当	金 165,034	
雑	収	益 23,905	188,940
営 業 外	費用		
支払	利	息 7,635	
雑	損	失 44,744	52,379
経 常 損	. 失		△ 526,205
特別利	益		
固定資	産 売 却	益 1,950	1,950
特別損	失		
固定資	産除却	損 2,560	
減 損	損	失 384,793	
品質不適は	切行為関連費	用 370,677	758,031
税 引 前 当	期 純 損	失	△ 1,282,286
法人税、住民	税 及 び 事 業	税 11,087	
法人税等	語 整	額 653,103	664,191
当 期 糾	損	失	△ 1,946,478

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

	•				
		株	主資	本	
TA ()		資本剰余金	利益剰余金		
項目	資 本 金	資本準備金	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝平华個立	繰越利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円
2021年4月1日残高	2,255,000	585,223	3,730,281	△ 4,165	6,566,339
(事業年度中の変動額)					
剰余金の配当			△ 154,885		△ 154,885
当期純損失			△1,946,478		△1,946,478
自己株式の取得				Δ 0	Δ 0
土地再評価差額金の取崩			△ 250,161		△ 250,161
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	_		△2,351,525	Δ 0	△2,351,525
2022年3月31日残高	2,255,000	585,223	1,378,756	△ 4,165	4,214,814

	評価	・換算差	額等	
項 目	その他有価証券評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	千円	千円	千円	千円
2021年4月1日残高	169,512	8,440,895	8,610,407	15,176,747
(事業年度中の変動額)				
剰余金の配当				△ 154,885
当期純損失				△1,946,478
自己株式の取得				\triangle 0
土地再評価差額金の取崩				△ 250,161
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 49,204	250,161	200,956	200,956
事業年度中の変動額合計	△ 49,204	250,161	200,956	△2,150,568
2022年3月31日残高	120,307	8,691,056	8,811,364	13,026,178

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

神東塗料株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 侯野 広行業務執行社員 公認会計士 中村 美樹業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神東塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神東塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

(連結貸借対照表に関する注記) 6.偶発債務に記載されているとおり、会社で判明した不適切行為について、今後の進捗次第では、顧客等への補償費用を始めとする損失の発生等により会社の連結業績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては連結計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

神東塗料株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神東塗料株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当 監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した 監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくな る可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等ほか内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につきましては、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、その構築および運用の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われること を確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求 めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)につい て検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認めます。なお、当社は「当社製の一部製品に係る不適切行為」に関する問題を含む一連の不適切行為の再発防止に向け、特別調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、内部管理体制の強化等に着手しております。監査役会は、再発防止策が着実に実行中であることを確認しており、引き続き改善状況について監視および検証してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

神東塗料株式会社 監査役会

常勤監査役 高田文生 印

監査役(社外監査役) 日潟一郎印

監査役(社外監査役) 岩橋浩貴⑪

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - ① 会社法の一部改正 2019年の会社法の一部改正により株主総会参考書類等の電子提供制度が定められた ことに伴い、所要の変更を行うものであります。
 - ② 補欠監査役の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を 新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就 任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は変史部力を小します。)
現 行 定 款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計算 書類に記載または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新設>	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現行定款

第5章 監査役および監査役会

(選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。

<新設>

(任期)

- 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了する時までとする。

<新設>

<新設>

変更案

第5章 監査役および監査役会

<現行诵り>

- ②法令または定款に定める監査役の員数を欠くことに なる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選 任することができる。
- ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する 期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度の うち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時 までとする。

<現行通り>

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が 監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時を超えることが できないものとする。

附 則

- 第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定 款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正す る法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし 書きに定める施行日(以下、「施行日」という。) から効力を生じるものとする。
 - 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をするべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなずないといてきる。
 - 3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

いたしました。

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、独立社外取締役が取締役会に占める比率は1/3となります。また、代表取締役 専務執行役員であった光原俊夫氏は、2022年4月28日付で辞任し、同日付で長尾俊彦氏が代表取締役に就任いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の地位	取締役会出席回数
1	高沢 聡 再任	代表取締役 社長執行役員	12回中12回
2	長尾俊彦 再任	代表取締役 常務執行役員 企画・経理室、営業統括室、 研究開発部 担当 事業開発室 統括	12回中12回
3	上鶴茂喜 再任	取締役 執行役員 総務人事室・購買部・内部監査部 担当	12回中12回
4	神崎昌浩新任	執行役員 営業部門 担当	_
5	樫尾昭彦 再任 社外 独立	社外取締役	12回中12回
6	矢 倉 昌 子 再任 社外 独立	社外取締役	12回中12回

	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数			
1	再任 たか ぎわ きとし 高 沢 聡 (1956年9月20日生)	1980年 4 月 住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社) 入社 2011年 4 月 同 執行役員 2014年 4 月 同 常務執行役員 2018年 4 月 当社顧問 2018年 6 月 同 代表取締役 社長 2021年 6 月 同 代表取締役 社長執行役員 現在に至る	20,700 株			
	【取締役候補者とした理由】 2018年の代表取締役社長就任以降、グループ経営を牽引し、海外勤務の経験からグローバルな視点での、重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たしてまいりましたことから、引き続き取締役候補者と					

	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数			
2	再任 なが ぉ とし ひこ 長 尾 俊 彦 (1958年7月26日生)	-	5,000 株			
	経営企画等における豊富な業務経験があり、2019年6月の取締役就任以降、当社グループの経営の中核を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。					
3	再任 かみ つる しげ き 上 鶴 茂 喜 (1960年7月1日生)	1981年 4 月 住友化学工業株式会社 (現 住友化学株式会社) 入社 2016年 6 月 当社 総務人事室部長 2018年 6 月 同 取締役 総務人事室部長、購買部・内部監査部 担当 2019年 7 月 同 取締役 総務人事室・購買部・内部監査部 担当 2021年 6 月 同 取締役 執行役員 総務人事室・購買部・内部監査部 担当 現在に至る	10,000 株			
		- な業務経験を有するとともに、2018年6月の取締役就任以降、当社 したことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと	· —			

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数	
4	新任 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	1985年4月 当社 入社 2012年6月 同 購買部長 2016年9月 同 営業本部 西日本営業部長 2017年6月 同 理事 営業本部副本部長 2021年6月 同 執行役員 営業統括室部長兼軌道材料グループ長、営業部門 担当 2022年4月 同 執行役員 営業部門 担当 現在に至る	6,727 株	
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門での豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。			
	再任 かし お あき ひこ 樫 尾 昭 彦 (1953年1月29日生) 社外取締役候補者	1977年 4 月 三菱化成工業株式会社(現 三菱ケミカル株式会社)入社 会社)入社 2005年 7 月 同 四日市事業所事務部長 2009年 6 月 関西熱化学株式会社 取締役総務人事部長 2011年 6 月 同 常務取締役総務人事部長 2018年 6 月 当社 社外監査役 2020年 6 月 同 社外取締役 現在に至る	0 株	
5	【社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】 樫尾昭彦氏は、社会保険労務士として豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を活か し、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から経営を監視・監督いただくことを期待し、引 き続き社外取締役候補者といたしました。 【独立性に関する事項】 樫尾昭彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。本議案において同氏の再任が承認 された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。 【当社の社外取締役に就任してからの年数】 2年			

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	再任 * 〈 \$ \$ \$ = 矢 倉 昌 子 (1960年3月22日生) 社外取締役候補者	1987年 4 月 大阪弁護士会登録 2000年 4 月 アスカ法律事務所開設 2020年 6 月 田岡化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 2021年 1 月 当社 社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) アスカ法律事務所 パートナー弁護士 田岡化学工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)	0 株
6		日本弁護士連合会 副会長	
	【社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役害 矢倉昌子氏は、弁護士として豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外役員以社経営に関与したことはありませんが、その経験と見識を活かし、経営の健全性確保およびコーナンスを強化していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 【独立性に関する事項】 矢倉昌子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。本議案において同氏はされた場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。 【当社の社外取締役に就任してからの年数】 1年5か月		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社と樫尾昭彦、矢倉昌子の両氏との間では、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。本議案において両氏が承認された場合には、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 3. 当社は当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が再任された場合には、当該保険契約の被保険者に引続き含められることになります。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 岩橋浩貴氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査 役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役であった山本清美氏は、2022年 4月28日付で辞任いたしました。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
新任 まし の やす ま 吉 野 泰 雄 (1971年2月4日生) 社外監査役候補者	1993年 4 月 住友化学工業株式会社 (現 住友化学株式会社) 入社 2003年 7 月 同 光学製品事業部光学製品部主任部員 2009年10月 同 大江工場生産管理部主席部員 2014年 6 月 同 情報電子化学業務室主席部員 2022年 4 月 同 経営企画室部長 (総合企画) 現在に至る (重要な兼務の状況) 大倉工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)	0 株

【社外監査役候補者とした理由】

住友化学株式会社での豊富な業務経験と幅広い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる ものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 吉野泰雄氏は、岩橋浩貴氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は、当社定款第27条第 2 項の規定により、岩橋浩貴氏の残任期間となります。
 - 3. 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は吉野泰雄氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。
 - 4. 当社は当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いな だ ひで ゆき 稲 田 英 之 (1970年4月18日生) 補欠社外監査役候補者	1993年 4 月 住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社)入社 2003年 7 月 同 経理室主任部員 2011年 6 月 同 C S R 推進室主席部員 2013年 6 月 同 総務法務室主席部員 2016年 4 月 同 法務部主席部員 現在に至る	0 株

【補欠社外監査役候補者とした理由】

長年にわたり住友化学株式会社の要職にあり、その経歴を通じて培った経験、見識からの視点に基づく経営の監督 とチェック機能を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 稲田英之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 稲田英之氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。
 - 4. 当社は当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、稲田英之氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

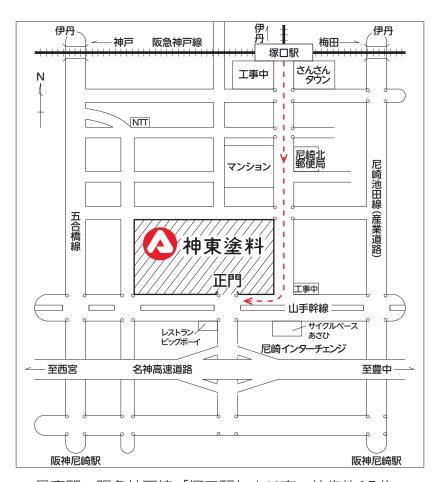
取締役候補者の主な専門性と経験 (スキルマトリックス)

氏 名	企業経営 経営戦略 海外知見	財務戦略会計	営業販売マーケティング	生産・ 研究開発 品質・環境	人事戦略 ダイバーシティ	法務・ リスク管理 コンプライアンス
高沢 聡	•	•	•			
長尾俊彦	•	•	•			
上鶴茂喜	•				•	•
神﨑昌浩			•	•	•	
樫尾昭彦	•			•	•	
矢倉昌子	•				•	•

[※]上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに●をつけております。

株主総会会場ご案内図

会場 尼崎市南塚口町六丁目10番73号 当社本店(厚生館 4階会議室) 電話(06)6426-3355



最寄駅 阪急神戸線「塚口駅」より南へ徒歩約15分